

「新型コロナウイルス感染症対策・旅行商品造成支援事業」に関する質問及び回答

質 問	回 答
報告での実績報告書作成、事業収支決算書作成、帳票書類の経理作業は必要経費として計上できますか？	「公募要領」の「3. 事業内容（4）報告」に関することであれば、経常的な経費ではありませんので、支援対象経費として計上することは可能です。
観光コンテンツとして1コンテンツだけでなく、3ツアー造成を提案してもよいでしょうか？	3ツアーを1件として提案していただくことは可能ですが、3ツアーを個別に提案していただくことはできません。（実施主体としての提案は、1者につき、1件としているため。）
2者以上の民間企業が連携した観光コンテンツの開発とありますが、個人と連携するのは可能でしょうか？	個人が実施主体となることも、連携先となることも可能です。ただし、「公募要領」の「4. 公募要件（4）⑤」に記載があるように、その個人の活動実績を提出していただく必要があります。
別途公募中の「アーバンヘルスツーリズム（仮称）の推進」業務委託の仕様書「8 その他（1）」に記載のある「アーバンヘルスツーリズム（仮称）」に関する旅行商品造成支援事業と本公募事業は、別事業との認識でよろしいでしょうか。	別事業になります。